

もっと広がる クスリの世界

薬剤師からの病状の確認

皆さんはこれまで、病院で発行された処方箋を薬局に持参した際、「なぜ、薬剤師が病状などを聞いてくるのだろう？」と疑問に思われたことはありませんか？

医薬品には、疾患や病状によって用法・用量が異なるものが数多く存在します。また、中には腎臓や肝臓の機能

適切な調剤に不可欠

に応じて量を調節すべきもの、服用できる間隔や期間が決められているもの、名前が似ていて間違えやすいものなど、さまざまなものがあります。

そのため「薬剤師は、処方箋中に疑わしい点があるときは、その処方箋を交付した医師に問い合わせて、その疑わしい点を確認した後でなければ調剤してはならない」（薬剤師法第24条）と定められています。

例えば、抗菌薬のレボフロキサシン（クラビット錠など）は、腎臓の機能が低下している方では薬剤が体内にとどまりやすく、血液中の濃度が高くなりやすいため、服用量を減らすことが

望ましい場合があります。肝臓や腎臓の機能は臨床検査値により、ある程度把握できますが、薬剤師がこの情報を入手できなければ適切な服用量の確認をすることはできません。

他の例として、ヘルペスウイルス感染症に用いられるバラシクロビル（バルトレックス錠など）は、口唇ヘルペスなどの単純疱疹では1回500ミリグラムを1日2回服用しますが、帯状疱疹に対しては1回1000ミリグラムを1日3回服用するのが標準的です。また、レボフロキサシンと同じく腎機能に応じて量の調節をする必要もあります。本剤も、患者さんの疾患や臓器機能が分からない

と、薬が適切な用法・用量で処方されているかを確認することはできません。

このように、私たち薬剤師も他の医療職種と同様に、患者さんの状態を正確に把握しなければ、適切な医療を提供することは困難です。皆さんに安全かつ効果的な薬物治療を受けていただくため、薬剤師から病状などに関する質問を受けた際は、面倒と思わず、可能な範囲で詳細な情報提供をお願いします。

（杉山 弘樹・県病院薬剤師会学術部員）

<毎月第4火曜日に掲載>